

令和7年度 第5回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和7年8月7日（木）午前10時30分から

2. 開催場所 男鹿市役所 3階 第一会議室

3. 出席委員数 （15名）

出席者 （会長）吉 田 陽 一

（代理）戸 部 秀 悦

（委員）

1番		2番	加藤和洋	3番	伊藤淑榮
4番		5番	高橋郁雄	6番	清水 司
7番	三浦栄子	8番	原田智也	9番	鈴木孫城
10番		11番		12番	佐藤正樹
13番	目黒千衣子	14番	山本義則	15番	伊藤賢一
16番	鈴木豊則	17番	鈴木誠孝		

4. 欠席 （4名）

5. 農業委員会業務報告(7月分)

6. 議事案件

議案第 10 号 農業委員会等に関する法律第13条第1項に基づく委員等の辞任に関する
同意について

議案第 11 号 農地法第3条の規定による許可申請について

7. その他

農用地利用集積等促進計画(案)の要請について

8. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	濱	野	勇	幸
局	長	補	佐	鈴	木	俊	市
主		事		浅	井	和	将

9. 会議の概要

事務局長

ただ今から、令和 7 年度第 5 回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は議事案件が 2 件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

令和 7 年度第 5 回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

先月は、参議院議員選挙で与党が衆議院に引き続き、歴史的な大敗を喫し、国の政治は増々混迷することが予測され、農政の先行きが不透明になるのではと、心配しております。

また、本市では、7 月に入り雨が降らず、水不足となり、今年の出来高に不安を感じているところであります。

今後の国の農業政策や気象情報を注視してまいりたいと思います。

さて、本日の案件は、議事案件が 2 件でありますので、ご審議の程、よろしくお願いします。

また、農業委員地区別研修に出席される方につきましては、総会に引き続き、よろしくお願いします。

事務局長

次に、総会の定足数についてであります。

1 番 佐藤洋介委員、4 番 鈴木和俊委員、10 番 武田一雄委員、11 番 三浦富美男委員から欠席の届け出があり、本日は 19 名中 15 名で、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第 10 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長をお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。

一 同

議長一任。

議 長

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、8 番 原田智也委員、9 番 鈴木孫城委員をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐と浅井主事を指名いたします。

続きまして、農業委員会業務報告をお願いします。

浅井主事

それでは 7 月の農業委員会の業務を報告いたします。

座って説明させていただきます。

7 月 4 日、第 4 回農業委員会定例総会を開催しております。

7 月 9 日、非農地の現地確認を 1 地区で実施しております。

7 月 14 日、令和 7 年度、農業者年金加入推進特別研修会が開催されております。

7 月 23 日、3 条関係の現地確認を、鶴木地区、野石地区、福川地区にてそれぞれ実施しております。

7月25日、業務打ち合わせ及び第112回常設審議委員会が開催されております。

今後の予定についてご説明いたします。

8月7日本日、総会の後、令和7年度市町村農業委員会地区別研修が開催される予定となっております。

8月26日、業務打ち合わせ及び第113回常設審議委員会が開催予定となっております。

9月3日、第6回農業委員会定例総会を開催予定としております。

第6回定例総会に関しましては、3日の予定となっておりますが、今後のスケジュール調整によって変更になる可能性もありますので、あくまでも参考という形でお願いいたします。

業務報告については以上となります。

議 長

ただいまの説明に対し、ご意見ございませんか。

委員より「なし」の声

議 長

なしということですので続きまして、議事案件に入りたいと思います。

議案第10号農業委員会等に関する法律第13条第1項に基づく委員等の同意について、説明をお願いします。

鈴木局長補佐

それでは本日、皆様にお配りしました1枚ものの議案第10号の資料をご覧ください。

説明は座ったままさせていただきますので、ご了承ください。

農業委員会に関する法律第13条第1項に基づく委員等の辞任に関する同意についてであります。

本件について、三浦富美男委員より、辞職願が提出されましたので、農業委員会に関する法第13条第1項の規定により、辞職願を同意することについて、審議を求めるものであります。

農業委員から辞職願が提出された場合、農業委員会において同意をえなければなりませんので、本日お諮りするものです。

資料の一番下の方に辞職の理由がございますが、病気により農業委員の任務を継続することができなくなったため、ということでありました。

以上で説明を終わります。

議 長

只今、事務局から説明ございましたが、ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

加藤和洋委員

これを読むと、農業委員の同意ということになると思います。

農業委員は市長から任命を受けているはずですが、市長に対しては何ものか、それとも任期の途中でやめる場合は、農業委員の同意だけでよいのですか。

濱野局長	辞職願いが提出された場合は、農業委員会と、市長からの同意を得なければならないので、先に農業委員の皆様から同意を得て、この後市長に説明し、同意を得てから総務課での退職の手続きに入る流れになっております。
加藤和洋委員	市長からの同意も得ると言うことですね。
濱野局長	その通りです。
加藤和洋委員	辞職した場合は、このまま空席にするのですか。
濱野局長	委員の補充についても協議しますが、この後、改選の時期にもなりますし、現時点では定員の 3 分の 1 を超えない欠員ですので、このまま改選までいきたいと思っております。
伊藤賢一委員	本人も病気で体が思うように動かない状況で、総会にも出られず情けない思いだからこそ、辞職届を提出したと思う。 ゆっくり休んでもらうためには、同意した方が良いと思います。
議 長	今、伊藤委員からご意見がありましたが、皆様はどのように考えておりますか。
加藤和洋委員	本人の意見を尊重するしかないのではないかな。
議 長	加藤委員から意見がありましたが、他の皆様はどのようにお考えですか。 ご意見お願いいたします。 同意するしかないとの声多数
議 長	皆様のご意見を統一して、同意することとしますのでよろしくようお願いいたします。 どうもありがとうございました。 続きまして、議案第11号、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
鈴木局長補佐	それでは皆さまのお手元の議案書の、1 ページをご覧ください。 説明は座ったままでさせていただきますのでご了承ください。 本日の農地法第 3 条の案件は、所有権移転が 2 件となっております。 申請番号 1 号から説明いたします。 福米沢字新大門道 119、地目畑、面積 5,138 m²。 渡人が福米沢の A。 受人が潟上市の B。 渡し人のAさんからの要望により、Bさんが購入するということであります。 総額 150 万円であります。 潟上市の方であります、男鹿市にも若干農地を持っていいらっしゃる方で、潟上市で農地経営をされているということでありました。

申請番号 2 号。

鵜木字大関 74-2 他 1 筆、地目田 1 筆、畑 1 筆、面積計 940 m²。

渡人が、茨城県の C、受け人が鵜木の D。

これは受け人からの要望により、渡人から農地の無償譲渡を受けるという形になっております。

この案件に関しましては、もともと道村町内にある古民家を、県立大農学部の教授をやられていた E さんが、退職後に購入されて、家庭菜園程度の畑をやりながら、別荘的に使用されておりましたが、もう来ることができなくなったということで、道村町内に県外から転入してきました D さんに譲るということで、先に古民家は、売り渡しが終わっております。

残ったこの農地も、家庭菜園程度でありますけども農業をやるということで、農業委員会に新規就農届を提出しまして、無償譲渡を受けるという形になります。

D さんですが、道村町内で古民家カフェをやられている方で、後々はこの農地で作った作物を、カフェでも出したいと希望されております。

周囲の農家の方々が協力して、耕起とかをやってもらい、今はトマトやキュウリを作っているらしいです。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の事務局の説明について何かご意見ございませんか。

委員より「なし」の声

議 長

なしの声がありますので、申請を許可しますので、よろしくお願いいたします。

これで、議事案件は終了いたしました。

どうもありがとうございました。

それではその他に入りたいと思います。

農用地利用集積等促進計画案の要請についてですが、事務局から説明をお願いします。

鈴木局長補佐

引き続きその他の案件ということで、議案書の 3 ページをご覧ください。

3 ページ、4 ページの案件であります。

説明は座ったままでさせていただきます。

今回、農地利用集積等促進計画の報告ということで、所有権移転の案件が 4 件であります。

この案件に関しましては、即売というものでありまして、農業公社を通して、売買するというもので、以前ご説明しました 4 耕作と違って、農業公社を間に入れただけの売買ということになります。

それでは説明いたします。

申請番号 1 号、船越字根木 521 他 2 筆、地目田、面積計 2,119 m²。

水田用の田ということで、総額 50 万円であります。

渡人が、船越のE、受け人が、秋田県農業公社となっております。

続きまして、申請番号 2 号ですが、公社から船越のFさんが購入するという案件であります。

金額は当然同じであります。

申請番号 1 号において、地主から農業公社に所有権移転をして、申請番号 2 号において、農業公社から買い手のF氏に、所有権移転をするという内容になっております。

これからの所有権移転に関しましては、農地法3条以外はこの形になります。

続きまして、4 ページをご覧ください。

申請番号 3 号の野石字海老沢 2-1、地目田、面積 988 m²。

水田用の田ということで、総額 5 万円。

渡し人が、野石のG、受け人が秋田県農業公社。

続きまして申請番号 4 号、公社から受人のHさんが所有権移転を受けるという申請で、金額は同額ということになります。

この売買に関しましては、昨年の 3 月の定例会において、G氏からHへの所有権移転、農地法3条の案件で審議しておりますが、購入予定であった田のうち、この海老沢 2-1 だけが、相続登記されておらず、この時期に遅れての、契約になります。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の事務局の説明がございました本件について何かご意見ございませんか。

清水司委員

確認ですが、公社の手数料は対価の何%取れるのですか。

鈴木局長補佐

対価の 1%と、プラス事務費として定額 15,000 円です。

議 長

他にございませんか。

鈴木誠孝委員

農地利用集積の公社を通すことに関して、口頭では聞いてるけども、日程的なことも含めて流れがわかりません。

図とかわかりやすいフローチャートみたいなものを示してもらえれば助かります。

なぜかというと現地でいろいろと公社を通してやるというのを聞かれてもわからないので、農業委員会に行ってくれというしかない。

だから我々もわかりやすいように、説明できるようなものをお願いしたい。

先ほどの事務費の話も含めてお願いしたい。

それと、この場合税金は、相手方にはかからないですね。

鈴木局長補佐

同じですね、200 万まではかからない。

鈴木誠孝委員

農地法 3 条は税金がかかるけれども、そのあたりも、わかるような資料をお願いしたい。

浅井主事	一応、簡単な農業公社で出しているものがあるので、あとで配布します。
鈴木局長補佐	先ほどの質問の件ですが、我々もこの作業を進めていくうえで、わからないことが出てくるので、そこら辺を取りまとめて、簡単にわかりやすくした資料作ります。 遅くとも次回の総会までには整えて、皆さんに、お渡ししたいと思いますので、よろしくお願いします。
鈴木誠孝委員	わかりました。 売り手、買い手のお金の支払時期、方法などもお願いします。
鈴木豊則委員	議案書ですが、その他の案件が前回と表示方法が違うが、どう言うことか。 前は公社を経由してとの表現であったが、どういうことか。
鈴木局長補佐	今回は前回の案件、様式の中身が違うのですが、貸借であれば、一括方式と言って、1つの枠の中に「渡人→公社→受人」と言う表現になるのですが、 売買になると、渡人から公社というのが1つの枠となり、公社から受人が別契約として別枠になります。 システムの様式上どうしてもこの形になってしまいます。 もっとわかりやすい標記にしたいが、登記を一度公社の名義にする関係でこうなります。 申請番号を1と1-2などという表現にするなど検討いたします。
鈴木豊則委員	渡人に公社がすぐに支払するが、受人は、資金繰りの状況によっては、政策金融公庫などに行かなければいけないし、時間がかかる。 その前に審査してもらう必要がある、その日程なども確知できる資料をお願いしたい。
高橋郁雄委員	農業公社でやる登記は嘱託登記となるのか、また、手数料はかかるのか。
鈴木局長補佐	公社の嘱託登記となりますが、実際は各市町村の農業委員会に手続きが依頼されます。 手数料は、先に説明したとおり、売買価格の1%に定額の15,000円の中で賄うことになっております。
議 長	他にご意見ございませんか。
一 同	意見無し
議 長	意見無しとのことですので、この件は、これで終わります、その他に何かご意見ありますか。
鈴木局長補佐	皆さまに本日配布したチラシについて説明します。 チラシは、小泉農政大臣が盛んにテレビCMをしていた農業者へのアンケートです。 チラシのURLをスマホに読み取ってもらうとできるようになっております。

この度は秋田県農業会議から、農業委員の方にも是非アンケートに参加していただけるよう、宣伝してくださいということができましたので、よろしくお願いします。

議 長

ほかになれば、これで総会を終了します。
どうもありがとうございました。